

岐阜市第三次公立保育所民営化移管先法人募集要項
＜令和4年度（令和6年度民営化保育所移管先法人の募集）＞

提出書類 参考資料集

1. 民営化保育所の保育士等配置状況（令和4年6月1日現在）
2. 岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（概要）
3. 岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び
岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（概要）
4. 岐阜市立保育所全体的な計画
5. 地区別児童数一覧
6. 保育所別入所児童数推移（過去6年間）
7. 園舎の建替えに対する市の補助予定額（島保育所）
8. 提出書類様式例集
9. 各保育所の概要
 - ① 島保育所
 - ② あかね保育所
 - ③ 長森北保育所

岐阜市第三次公立保育所民営化
移管先法人募集要項 別冊

令和4年9月

1 保育士配置状況 (令和4年6月1日時点)

令和4年6月1日時点の児童数に基づく各保育所の職員配置状況です。

◆島保育所

	児童数	保育士					調理員
		一般	フルタイム	パートA(保育)	パートB(2h, 3h)	パートB(4h)	パートA(調理)
0歳児	—						
1歳児	7人	2人		2人			
2歳児	12人						
3歳児	11人	1人					
4歳児	11人	1人					
5歳児	12人	1人					
所長		1人					
副所長		1人					
調理員						3人	
その他					2人	1人	
合計	53人	7人	0人	2人	2人	1人	3人

◆あかね保育所

	児童数	保育士					調理員
		一般	フルタイム	パートA(保育)	パートB(2h, 3h)	パートB(4h)	パートA(調理)
0歳児	—						
1歳児	12人	1人	1人				
2歳児	14人	1人	1人				
3歳児	17人	1人					
4歳児	15人	1人					
5歳児	17人	1人					
所長		1人					
副所長		1人					
調理員							3人
その他				2人	1人	1人	
合計	75人	7人	2人	2人	1人	1人	3人

◆長森北保育所

	児童数	保育士					調理員
		一般	フルタイム	パートA(保育)	パートB(2h, 3h)	パートB(4h)	パートA(調理)
0歳児	—						
1歳児	12人	1人	1人				
2歳児	18人	2人		2人			
3歳児	17人	1人					
4歳児	14人	1人					
5歳児	18人	1人					
所長		1人					
副所長		1人					
調理員							3人
その他				2人	3人	1人	
合計	79人	8人	1人	4人	3人	1人	3人

【各職員の勤務時間数】

分類	職種	勤務時間
一般	一般職員	38時間45分/一週間
フルタイム	会計年度任用職員(フルタイム)	38時間45分/一週間
パートA(保育)	会計年度任用職員(パートA)	30時間/一週間
パートB(2h, 3h)	会計年度任用職員(パートB)	2時間or3時間(朝or夕)
パートB(4h)	会計年度任用職員(パートB)	4時間(平日)
パートA(調理)	会計年度任用職員(パートA)	28時間45分/一週間

※上記の配置職員数には障がい児対応職員を含めておりません。

2. 岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（概要）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた教育・保育施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（本市が設置するものを除く。以下「私立教育・保育施設」という。）の管理運営に寄与し、小学校就学前子どもに対する教育及び保育の推進を図るため、予算の範囲内において交付する私立教育・保育施設補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、市内に所在する私立教育・保育施設又は市内に在住する児童を入所させる私立教育・保育施設とする。

（補助金の対象等）

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げる事業等（以下「事業等」という。）とし、補助要件、補助対象経費、算定基準及び交付申請時期は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- (1) 延長保育接続事業
- (2) 障害児保育事業
- (3) 低年齢児保育対策費
- (4) 運営費
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業（一般型）

（省略）

2 補助金の交付限度額は、別表の算定基準により算定された額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市私立教育・保育施設補助金交付申請書（様式第1号）により行わなければならない。

（補助金の交付）

第6条 第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事業等に係る補助金は、当該年度の6月、8月、11月及び3月（以下「支払月」という。）に前金払により交付し、1回当たりの交付額は、交付決定を受けた補助金の額（以下「交付決定額」という。）を交付決定をした日以後に到来する支払月の数で除した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数の合計額を当該年度の3月に交付するものとする。

2 第3条第1項第3号に掲げる低年齢児保育対策費に係る補助金は、規則第16条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

3 第3条第1項第4号に掲げる運営費に係る補助金は、当該年度の3月に前金払により交付するものとする。

（以下省略）

別表（第3条関係）

1 延長保育接続事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。 (2) 開所時間が11時間以上であること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準（年額）	（（別に定める額（1時間単価）×超過時間）×22日×要保育士率で算出した月の人件費の1事業年度の合計額）－（別に定める額（控除額）×実施月数）
交付申請時期	事業を開始する月の初日

2 障害児保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 障害児を保育していること。 (2) 障害児保育のための保育士を次のアの規定により得られた人数以上イの規定により得られた人数以下で加配していること。 ア 当該私立教育・保育施設で保育する障害児の人数を3で除して得た人数（その数に端数がある場合は、これを切り捨てる） イ 当該私立教育・保育施設で保育する障害児の人数を2で除して得た人数（その数に端数がある場合は、これを切り捨てる）
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準（月額）	別に定める額×各月初日現在の障害児（私学助成（特別支援教育経費）の対象児童を除く。）の人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

3 低年齢児保育対策費

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。 (2) 0歳児から2歳児（以下「低年齢児」という。）までのいずれかの保育を行っていること。 (3) 年度途中の低年齢児の受入れのために市が定める保育士配置基準その他の配置基準で定める保育士の数のほか、低年齢児保育のための保育士を事業開始当初から低年齢児が入所するまでの間、継続して加配していること。 (4) 事業を開始する月の翌月初日から事業を完了する月の初日までの
------	--

	間、市が定める保育士配置基準で1.0人以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所していること。			
補助対象経費	事業に要する人件費			
算定基準（年額）	0歳児	中途入所児童数	加配保育士数	1,842,840円×（0歳児から2歳児までの合計加配保育士数） ただし、事業の実施期間が年度途中になる場合は、
		3～5人	1人	
		6～8人	2人	
		9～11人	3人	
		12～14人	4人	
		15人以上	3人増すごとに 1人	
	1歳児・2歳児（合計）	6～11人	1人	153,570円×（0歳児から2歳児までの合計加配保育士数）により算定された額に実施月数を乗じた額とする。
		12～17人	2人	
		18～23人	3人	
		24～29人	4人	
30人以上		6人増すごとに 1人		
交付申請時期	事業を開始する月の初日			

4 運営費

補助要件	市内に所在する私立教育・保育施設（看護師配置割、環境衛生検査割及び長期勤続職場割にあつては、保育所に限る。）
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等処遇改善等に係る経費
算定基準（年額）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診費 別に定める額 (2) 看護師配置割 別に定める額（当該年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在で0歳児が9人以上の場合を除く。） (3) 環境衛生検査費 実費（別に定める額を限度とする。） (4) 腸管出血性大腸菌等対策費 別に定める額×（調理員数+1人） (5) 長期勤続職場割 別に定める額×実施月数
交付申請時期	1月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

5 延長保育事業

補助要件	<p>次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。</p> <p>(1) 市内に所在すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める要件</p> <p>ア 保育標準時間認定の子どもに対する延長保育 開所時間が11時間30分以上であること。</p> <p>イ 保育短時間認定の子どもに対する延長保育 保育標準時間認定を受けた子どもが保育を利用できる時間内における保育短時間認定を受けた子どもの延長保育であること。</p>
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準</p> <p>(1) 減免補助 延長保育料減免実額（別に定める額を限度とする。）</p> <p>(2) 保育標準時間認定 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準</p> <p>ア 30分延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額</p> <p>イ 1時間延長補助（平均利用人数が6人以上であること。） 別に定める額</p> <p>ウ 2時間延長補助（平均利用人数が3人以上であること。） 別に定める額</p> <p>(3) 保育短時間認定 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準</p> <p>ア 1時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p> <p>イ 2時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p> <p>ウ 3時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p>
交付申請時期	事業を開始する月の初日

6 一時預かり事業（一般型）

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。
------	-----------------------------

	(1) 市内に所在すること。 (2) 国の一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業（一般型）を実施すること。
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 基本補助 年間の利用人数に対する別に定める額 (2) 延長日数補助 別に定める額×延長利用日数 (3) 減免補助 別に定める額×一時預かり保育料減免人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

7 (省略)

8 (省略)

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 超過時間 保育標準時間認定を受けた子どもが特定保育時間（施設長が8時間を限度として設定した保育短時間認定を受けた子どもが利用する保育の時間をいう。）を超えて利用する保育の時間をいう。
 - (2) 要保育士率 施設長が認定した各月初日現在の特定保育時間外の保育児童数に対する保育士配置基準で求めた保育士率をいう。
 - (3) 市が定める保育士配置基準 岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）第37条第2項に規定する保育士の配置基準をいう。
 - (4) 腸管出血性大腸菌 O-157、O-26及びO-111をいう。
 - (5) 保育標準時間認定 1日当たり11時間までの利用の保育認定をいう。
 - (6) 保育短時間認定 1日当たり8時間までの利用の保育認定をいう。
- 2 市内に所在する私立教育・保育施設に対する補助において、障害児保育事業、低年齢児保育対策費、延長保育事業の減免補助、一時預かり事業（一般型）の延長日数補助及び減免補助、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）並びに一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）に係る市外在住者は、一時預かり事業（一般型）の減免補助において、市長が指定する災害等により一時的に市内に滞在する児童の利用料を免除した場合を除き、算定から除外する。
- 3 延長保育事業及び一時預かり事業（一般型）の減免補助の対象となる児童の認定については、岐阜市延長保育実施要綱（平成27年3月31日決裁）第8条第2

項及び岐阜市立保育所一時預かり事業実施要領（平成12年4月1日決裁）第11条第1項の規定を準用した場合に減免等を受ける者を算定の対象とする。

- 4 運営費の算定の基準日は、事業を実施する年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在とする。ただし、看護師配置割及び長期勤続職場割の合計補助金額の上限の判定にあつては、当該年度の12月31日（事業完了が12月31日以前の場合は、事業完了日）とする。
- 5 運営費の腸管出血性大腸菌等対策費は、腸管出血性大腸菌及びノロウイルスの検便を対象とする。
- 6 運営費の長期勤続職場割は、施設型給付費の処遇改善等加算の加算率算定に用いる当該教育・保育施設の職員1人当たりの平均勤続年数が、13年以上の場合を対象とする。
- 7 障害児保育事業における障害児とは、療育総合判定会議で、保育上特別な配慮と支援の必要な乳幼児と判定された児童をいう。
- 8 障害児保育事業及び低年齢児保育対策費の加配保育士は、1日6時間かつ月20日以上勤務する常勤保育士又は非常勤保育士をいう。
- 9 延長保育事業における保育短時間認定において、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均利用人数が1人以上いる時間を前後合算して算出し、合算した当該時間が2時間30分を超える場合は3時間延長、1時間30分を超える場合は2時間延長、30分を超える場合は1時間延長とする。

岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱別表に規定する
別に定める額について定める要領（概要）

岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（平成11年4月1日決裁）別表に規定する別に定める額は、次の表に定めるとおりとする。

補助の種類	区 分		金 額	
延長保育接続	1時間単価		1,304円	
	控除額（月額）		400,750円	
障害児保育事業 （月額）	特別児童扶養手当 支給対象児童	障害児保育のための保育士	102,380円	
		ア 障害児の人数を3で 除して得た人数（端数がある場合は切り捨てる）		
	上記以外の障害児		68,250円	
	特別児童扶養手当 支給対象児童	イ 障害児の人数を2で 除して得た人数（端数がある場合は切り捨てる）	153,570円	
		上記以外の障害児	102,380円	
	特別児童扶養手当 支給対象児童	アで得た人数を超え、 イで得た人数未満の人数	127,970円	
上記以外の障害児			85,310円	
運営費	眼科及び耳鼻咽喉科検診費（年額）		176,420円	
	看護師配置割（年額）		401,280円	
	環境衛生検査費（年額）		149,665円	
	腸管出血性大腸菌等対策費（年額）		16,500円	
	長期勤続職場割（月額）		施設型給付費の処遇 改善加算率の1%で 算定された額	
延長保育事業	減 免 補 助（1人 につき）	1時間延長	1日	300円
			1か月の限度額	4,000円
		2時間延長	1日	450円
			1か月の限度額	6,600円
	保育標準時間認定（年額）		30分延長	300,000円
			1時間延長	1,665,000円

		2時間延長	2,617,000円
	保育短時間認定（年額）	1時間延長	18,800円
		2時間延長	37,600円
		3時間延長	56,400円
一時預かり事業（一般型）	基本補助		別表により算出された額
	延長日数補助		1,300円
	減免補助（日額）	3歳未満児	2,240円
3歳以上児		1,490円	
（以下、省略）			

備考

- 1 運営費における看護師配置割及び長期勤続職場割の合計額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 次項に規定する施設型給付費及び補助金の合計額（以下「施設型給付費等合計額」という。）が第3項に規定する当該教育・保育施設の人件費の合計額（以下「教育・保育施設人件費合計額」という。）以上の場合 0円
 - (2) 私立教育・保育施設人件費合計額が施設型給付費等合計額を超える場合 私立教育・保育施設人件費合計額と施設型給付費等合計額の差額を上限とする。
- 2 施設型給付費及び補助金（当該教育・保育施設が受ける施設型給付費（人件費に係る部分に限る。）、延長保育接続補助金、障害児保育事業補助金、延長保育事業補助金（減免補助を除く。）、一時預かり事業（一般型）補助金（減免補助を除く。）、低年齢児保育対策費補助金その他市長が認める補助金等をいう。）の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該年度における4月から12月までは、各月の実績値を用い、1月から3月までは、それぞれ12月の実績値を用いて算出した額（その他市長が認める補助金等を除く。）
 - (2) その他市長が認める補助金等にあつては、市長が別に定める方法により算出した額
- 3 私立教育・保育施設の人件費（当該教育・保育施設の職員に対する給与、非常勤職員に対する給与、法定福利費その他市長が認める経費をいう。）の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該年度における当該教育・保育施設の人件費の4月分から12月分までの合計額

- (2) 12月分の人件費から期末勤勉手当を減じた額に1月から3月の事業実施月数を乗じて得た額
- 4 事業の開始又は完了の時期が年度途中になる場合の延長保育事業補助（減免補助を除く。）並びに運営費補助における眼科及び耳鼻咽喉科検診費、看護師配置割及び腸管出血性大腸菌等対策費の金額は、それぞれこの表に定める額に12で除して（10円未満切捨て）、実施月数で乗じて得た金額とする。
- 5 （省略）
- 6 （省略）
- 7 （省略）
- 8 （省略）

別表

年間利用延人数	1か所当たりの年額
1～299人	2,676,000円
300～899人	3,024,000円
900～1499人	3,240,000円
1500～2099人	4,680,000円
2100～2699人	6,120,000円
2700～3299人	7,560,000円
3300～3899人	9,000,000円
3900人～	10,440,000円

3. 岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び 岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（概要）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どもを安心して育てることができる保育環境を整備するため、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育施設の施設整備に対し交付する岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により学校法人及び社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）第3条第1号又は岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園であつて、学校法人が設置するものをいう。
- (4) 小規模保育施設 児童福祉法第34条の15第2項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が実施する家庭的保育事業等のうち同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設をいう。
- (5) 児童福祉施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定により学校法人が設置する幼稚園をいう。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保育所又は幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分の整備 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 幼保連携型認定こども園において幼稚園としての教育を実施する部分の整備 学校法人又は社会福祉法人（それぞれ幼保連携型認定こども園の設置者である場合において、当該教育を実施する部分の施設整備を行う場合に限る。）

(3) 幼稚園型認定こども園において実施する保育所機能部分の整備 学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

(4) (省略)

(補助対象経費等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額の算定方法)

第4条 補助金の額は、次に掲げる方法により算定するものとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「実支出額」という。）を選定するものとする。

(2) 前号の規定により選定された実支出額により、別表に掲げる補助金の額を算定するものとする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 事業（整備）計画書

(2) 申請額算出内訳

(3) 収入支出予算（見込）書抄本

(4) 建物の配置図、平面図、立面図、各室面積表及び仕様書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(以下省略)

別表（第3条、第4条関係）

補助金の名称	補助事業及び補助対象経費		補助金の額
岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金	保育所又は幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分	<p>安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」別紙。以下「要領」という。）別添1「保育所緊急整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（昭和57年12月15日付け児第711号岐阜県民生部長通知。以下「県要綱」という。）により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添1の3(1)又は(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
		<p>保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国交付金要綱」という。）により交付金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額</p> <p>(1) 国交付金要綱により算出した交付基礎額と実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額</p>

<p>幼保連携型認定こども園において幼稚園としての教育を実施する部分</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県認定こども園整備事業補助金交付要綱（平成22年4月1日人文第1065号）により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添8の3(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）別記及び認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）別紙1により交付金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額</p> <p>(1) 認定こども園施設整備交付金実施要領別表1に規定する算定基準表及び同要領別表2に規定する交付基準額表により算出した交付基礎額と実支出額に同要領別紙1に掲げる国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に認定こども園施設整備交付金実施要領別紙1に掲げる国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額</p>
<p>幼稚園型認定こども園において実施する保育所機能部分</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県認定こども園整備事業補助金交付要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添8の3(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
<p>小規模保育施設</p>	<p>要領別添1の2「小規模保育整備事業」に規定する事業及び</p>	<p>要領別添1の2「小規模保育整備事業」に規定する補助基準額と実支</p>

		経費で、県要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費	出額を比較していずれか少ない額に要領別添1の2の3(1)又は(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額
		国交付金要綱により交付金の交付を受ける事業及び経費	次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額 (1) 国交付金要綱により算出した交付基礎額と実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額 (2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額
岐阜市民 間児童福 祉施設整 備促進事 業費	保育所	岐阜市公立保育所民営化計画に基づき改築等を条件として民営化された施設の当該改築等を行う場合における要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する事業及び経費で、県要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費	要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額から岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金の額を差し引いた額。
		岐阜市公立保育所民営化計画に基づき改築等を条件として民営化された施設の当該改築等を行う場合における国交付金要綱により交付金の交付を受ける事業及び経費	国交付金要綱に規定する交付基準額と実支出額を比較していずれか少ない額を国の負担割合で割り戻した額から岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金の額を差し引いた額。

4. 岐阜市立保育所全体的な計画

保育の理念

- ◆子どもの最善の利益を保障します。
可能性に満たすすべての乳幼児の幸せのために、子どもの主体性を尊重し、一人一人の人權を守ります。
- ◆子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。
すべての子どもが安心して暮らせる環境の中で、遊びを通して学びの芽を育みます。職員は、専門性や人間性を発揮し、愛情と信頼に満ちた環境の中で子どもの自己肯定感を育み、養護と教育が一体となった質の高い保育に努めます。
- ◆家庭援助や地域における支援を積極的に進めます。
保育所に入所している子どもの保護者とともに成長の喜びを共有し、子育てを支えていきます。また、地域の子育て家庭への支援にも努めます。

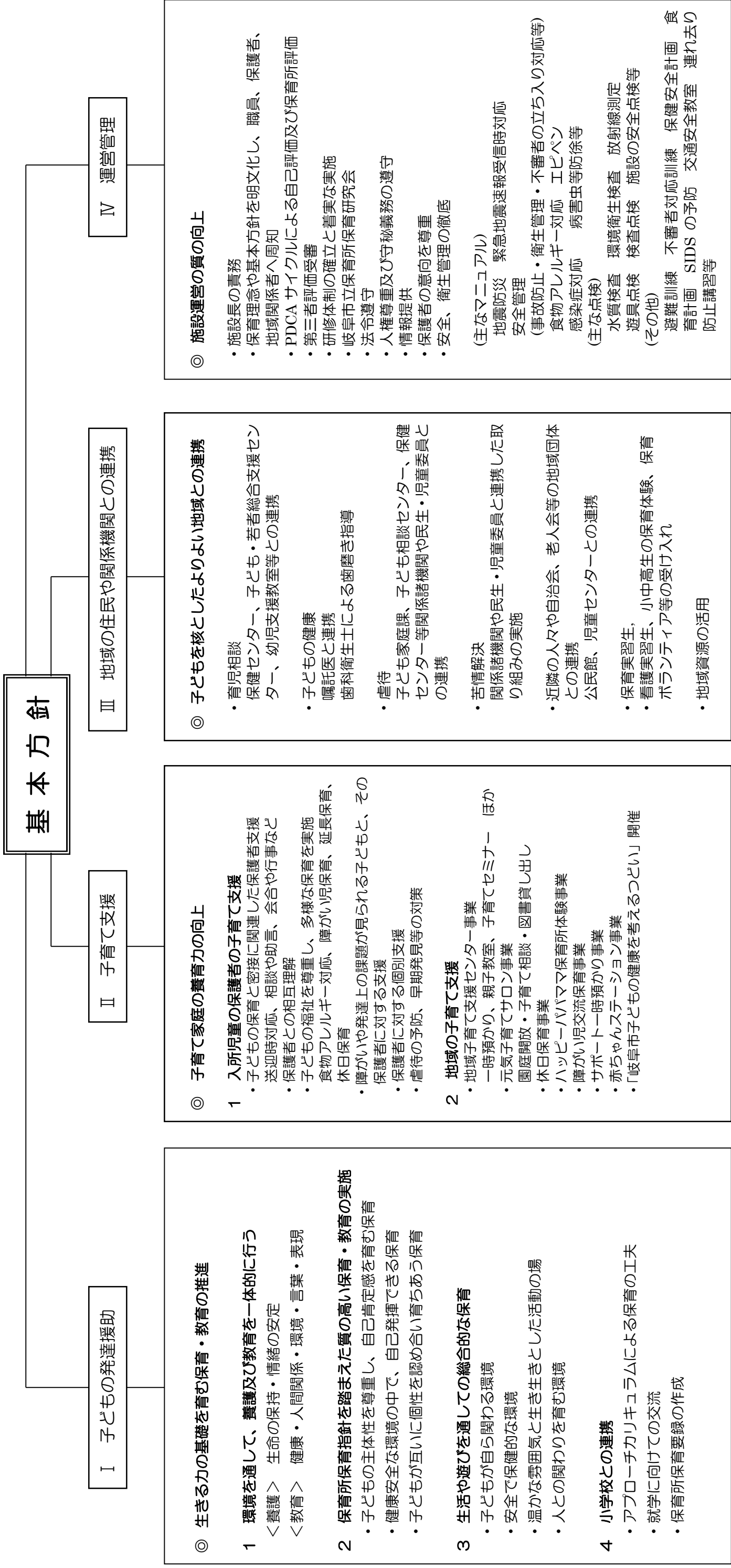
保育所の目標

- 生涯にわたる生きる力の育成
- 自分のことを自分でする力
 - 人とかがかわる力
 - 身近な物や出来事とかがかわる力

保育所の特徴

（ここに保育所の特徴を記載する）

基本方針



I 子どもの発達援助

- ◎ 生きる力の基礎を育む保育・教育の推進
 - 1 環境を通して、養護及び教育を一体的に行う
 <養護> 生命の保持・情緒の安定
 <教育> 健康・人間関係・環境・言葉・表現
 - 2 保育所保育指針を踏まえた質の高い保育・教育の実施
 - ・子どもの主体性を尊重し、自己肯定感を育む保育
 - ・健康安全な環境の中で、自己発揮できる保育
 - ・子どもが互いに個性を認め合い育ちあう保育
 - 3 生活や遊びを通しての総合的な保育
 - ・子どもが自ら関わる環境
 - ・安全で保健的な環境
 - ・温かな雰囲気と生き生きとした活動の場
 - ・人との関わりを育む環境
 - 4 小学校との連携
 - ・アプローチカリキュラムによる保育の工夫
 - ・就学に向けての交流
 - ・保育所保育要録の作成

II 子育て支援

- ◎ 子育て家庭の養育力の向上
 - 1 入所児童の保護者の子育て支援
 - ・子どもの保育と密接に関連した保護者支援
 - ・送迎時対応、相談や助言、会合や行事など
 - ・保護者との相互理解
 - ・子どもの福祉を尊重し、多様な保育を実施
 - ・食物アレルギー対応、障がい児保育、延長保育、休日保育
 - ・障がいや発達上の課題が見られる子どもと、その保護者に対する支援
 - ・保護者に対する個別支援
 - ・虐待の予防、早期発見等の対策
 - 2 地域の子育て支援
 - ・地域子育て支援センター事業
 - ・一時預かり、親子教室、子育てセミナー（ほか）
 - ・元氣子育てサロン事業
 - ・園庭開放・子育て相談・図書貸し出し
 - ・休日保育事業
 - ・ハッピーパパママ保育所体験事業
 - ・障がい児交流保育事業
 - ・サポーター一時預かり事業
 - ・赤ちゃんステップション事業
 - ・「岐阜市子どもの健康を考えるつどい」開催

III 地域の住民や関係機関との連携

- ◎ 子どもを核としたよりよい地域との連携
 - ・育児相談
 - ・保健センター、子ども・若者総合支援センター、幼児支援教室等との連携
 - ・子どもの健康
 - ・嘱託医と連携
 - ・歯科衛生士による歯磨き指導
 - ・虐待
 - ・子ども家庭課、子ども相談センター、保健センター等関係機関や民生・児童委員との連携
 - ・苦情解決
 - ・関係機関や民生・児童委員と連携した取り組みの実施
 - ・近隣の人々や自治会、老人会等の地域団体との連携
 - ・公民館、児童センターとの連携
 - ・保育実習生、
 - ・看護実習生、小中高生の保育体験、保育ボランティア等の受け入れ
 - ・地域資源の活用

IV 運営管理

- ◎ 施設運営の質の向上
 - ・施設長の責務
 - ・保育理念や基本方針を明文化し、職員、保護者、地域関係者へ周知
 - ・PDCA サイクルによる自己評価及び保育所評価
 - ・第三者評価受審
 - ・研修体制の確立と着実な実施
 - ・岐阜市立保育所保育研究会
 - ・法令遵守
 - ・人権尊重及び守秘義務の遵守
 - ・情報提供
 - ・保護者の意向を尊重
 - ・安全、衛生管理の徹底

(主なマニュアル)

 - 地震防災 緊急地震速報受信時対応
 - 安全管理
 - (事故防止・衛生管理・不審者の立ち入り対応等)
 - 食物アレルギー対応 エビパン
 - 感染症対応 病害虫等防除等

(主な点検)

 - 水質検査 環境衛生検査 放射線測定
 - 遊具点検 検査点検 施設の安全点検等

(その他)

 - 避難訓練 不審者対応訓練 保健安全計画 食育計画 SIDS の予防 交通安全教室 連れ去り防止講習等

全体的な計画「発達に応じた経験させたい内容」

		おおむね0歳				おおむね1歳				おおむね2歳					
		特定の大人との情緒的きずきなが深まる				歩行が確立して、生活空間が広がり、言葉を話し始める				基本的な運動機能が発達し、自己主張が強くなる					
発達過程		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期			
<p>首がすわり手足の動きが活発になる。繰り返して行う。情緒的な絆を形成している。</p>		<p>寝返りをし、お座りができるようになる。特定の大人との間に愛着関係ができ、人見知りするようになる。</p>		<p>四つ這いで移動するようになる。つかまり立ち、伝い歩きを始め、身近な人や物に好奇心が芽生える。</p>		<p>伝い歩きから、つかまり立ち、歩行がしつかりし、探索活動が活発になること。大人との真似をしたり、指し示し、言葉を使ったやりとり。言葉を通して関わりを持つようになる。</p>		<p>自分の思いを指差し、身振りや言葉などで伝えようとする。身近な人や身の回りの物に自主主張する。</p>		<p>走る、跳ぶ、登る、押す、引くなどの全身を使った動き。まわりの人の行動に興味を示し、模倣しようとする。</p>		<p>保育士や友達の友達と触れ合いながら楽しむ。著しく増加した自己意識や欲求を言葉で表現するようになる。保育士と一緒に遊ぶようになる。</p>			
<p>自分のことを自分でする力</p>		<p>◎健やかのにびのび育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活する。 ・一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら、安心して午睡などをし、適切に休息ができるようになる。 ・一人一人の子どもの排泄間隔を知り、おむつが汚れていないときに便器に座らせ、うまく排泄できたときは褒めることなどを繰り返して慣れるようにする。 ・ゆつたりとした雰囲気の中で食事を楽しむ。 ・スプーン、フォークを使って一人で食べようとする。 ・立つ、歩くなどそれぞれの状態に合った活動を十分に行う。 ・立つ、歩く、登る、降り、くぐるなど、全身を使う遊びを楽しむ。 ・いじめる、たたたく、つまむ、転がすなど手や指を使う遊びを楽しむ。 ・見守られながら探索活動をする。 		<p>健康</p>		<p>・保育士等や周囲の子どもとの安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感を持つて過ごす。 ・保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。 ・身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもとも関わりをもつて遊ぶ。 		<p>人間関係</p>		<p>・食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。 ・保育士等の助けを借りながら、衣服の着脱を自分でしようとする。 ・身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。 ・様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。 ・走る、跳ぶ、登る、押す、引くなど、全身を使う運動を取り入れた遊びを楽しむ。 ・つまむ、丸める、めくるなどの手や指を使う遊びを楽しむ。 ・危険な物や場所に関わらず、危険な物や場所に気がつく。 					
<p>人とかわる力</p>		<p>◎身近な人と気持ちが通じ合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもからの働きかけが踏まえた、応答的な触れ合いや言葉かけによって、欲求が満たされ、安定感を持って過ごす。 ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・温かく、受容的な関わりを通じて自分を肯定する気持ち芽生える。 ・保育士等との話す声や歌をじつと聞く。 ・保育士等との関わりを楽しむながら、指さしや喃語などで自分の要求を伝える。 ・発声、喃語などを優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 		<p>環境</p>		<p>・季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探索活動を通して、見る、聞く、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具、身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質に気付き、身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。 		<p>環境</p>		<p>・探索活動を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の仲立ちによって、共同の玩具、遊具に自分から関わり十分遊ぶ。 ・身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量、などの物の性質や仕組みに気付く。 ・自分の物、人の物の区別に気付いたり、物の置き場所がわかる。 ・身近な小動物、自然物などに触れそれらに興味、好奇心を持ち、遊びに取り入れる。 ・様々な行事に参加し興味、関心をもつ。 					
<p>身近な物や出来事とかわる力</p>		<p>◎身近な物とかかわり感性が育つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じる。 ・身近な自然物を見たり、触れたりして親しむ。 ・見守られながら、探索活動をする。 ・身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。 ・生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気づき、感覚の働きを豊かにする。 ・保育士等と一緒に様々な色彩のものや身近なものを見る。 ・保育士等と一緒や体を動かして楽しむ。 ・保育士等と一緒に機嫌良く応じたり歌や音楽を聞きながら、手足や体を動かして楽しむ。 ・保育士等と一緒に様々な色彩の形のものや絵本などを見る。 		<p>言葉</p>		<p>・親しみをもち日常生活での簡単なあいさつをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喃語や片言を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・自分の思いを指差しや身振り、簡単な言葉を使って伝える。 ・絵本や紙芝居を楽しむ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりする。 ・保育士等とごっこ遊びをする中で、簡単な言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等の言葉や話に興味や関心をもつて聞く。 		<p>言葉</p>		<p>・保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。 ・保育士等が仲立ちとなり、生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しむ。 ・絵本や紙芝居を楽しむ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣したりして遊ぶ。 ・保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもつて、聞いたり、話したりする。 					
<p>生きる力</p>		<p>表現</p>		<p>・保育士等と一緒に水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で様々な音、形、色、味、香りなどに気付いたり、感じたりする。 ・歌や音楽を聞きながら保育士等の動きを真似て遊ぶことを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びや体を使う遊びを楽しんだりする。 ・保育士等と一緒に生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにしながら遊んだりして楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたりする。 ・保育士等の動きを真似て、体を動かして遊ぶ。 		<p>表現</p>		<p>・音楽やリズムに合わせて体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌を歌ったり簡単なそびや全身を使う遊びを楽しんだりする。 ・保育士等の話や生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。 ・生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことを自分なりに表現する。 							

おおむね3歳		おおむね4歳		おおむね5歳	
発達課程	身体の基本機能がつき依存から自立へと移行する	12期 身体的な動作が一通りできるようになる	13期 平衡感覚が発達して自立できるようになる	14期 自分の体の動きをコントロールしたり、自ら身体感覚を高めることができるようになる	15期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる
	健康	16期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	17期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	18期 運動機能は、ますます遊びや生活の中で、障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	19期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる
	人間関係	20期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	21期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	22期 運動機能が滑らかで巧みになる	23期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる
	環境	24期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	25期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	26期 運動機能が滑らかで巧みになる	27期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる
	生きる力	28期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	29期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	30期 運動機能が滑らかで巧みになる	31期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる
発達課程	身体の基本機能がつき依存から自立へと移行する	12期 身体的な動作が一通りできるようになる	13期 平衡感覚が発達して自立できるようになる	14期 自分の体の動きをコントロールしたり、自ら身体感覚を高めることができるようになる	15期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる
健康	16期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	17期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	18期 運動機能は、ますます遊びや生活の中で、障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	19期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	20期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる
人間関係	21期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	22期 運動機能が滑らかで巧みになる	23期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	24期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	25期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる
環境	26期 運動機能が滑らかで巧みになる	27期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	28期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	29期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる	30期 運動機能が滑らかで巧みになる
生きる力	31期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	32期 運動機能が滑らかで巧みになる	33期 障がいのある子や、障害がゆつくりな子や、大人が行う「文字」や「数」の活動がゆつくりな子や、動きのほとんどで取り入れられたり、ルールを守ったり、やり方を身につけるようになる	34期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	35期 身長への期待が膨らみ、自分の気持ちの動きが巧みになる

5. 地区別児童数一覽

地区別	令和4年4月1日現在 (人)			平成29年4月1日現在 (人)			増減 (R4←H29) (人)			増減率 (R4←H29)		
	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳
総数	402,965	14,167	16,452	412,254	16,322	17,562	△9,289	△2,155	△1,110	△2.3%	△13.2%	△6.3%
金華	4,376	81	128	4,914	121	163	△538	△40	△35	△10.9%	△33.1%	△21.5%
京町	3,683	60	103	4,148	90	105	△465	△30	△2	△11.2%	△33.3%	△1.9%
明德	2,917	41	62	3,316	71	74	△399	△30	△12	△12.0%	△42.3%	△16.2%
徹明	4,732	173	154	4,608	165	130	124	8	24	2.7%	4.8%	18.5%
梅林	6,199	126	158	6,776	156	184	△577	△30	△26	△8.5%	△19.2%	△14.1%
白山	5,614	155	144	5,935	144	183	△321	11	△39	△5.4%	7.6%	△21.3%
華陽	7,464	260	266	7,592	278	259	△128	△18	7	△1.7%	△6.5%	2.7%
本郷	6,287	152	213	6,886	186	228	△599	△34	△15	△8.7%	△18.3%	△6.6%
木之本	5,616	141	163	6,149	168	201	△533	△27	△38	△8.7%	△16.1%	△18.9%
本荘	11,140	377	445	11,616	424	473	△476	△47	△28	△4.1%	△11.1%	△5.9%
日野	7,672	274	315	7,729	334	359	△57	△60	△44	△0.7%	△18.0%	△12.3%
長良	6,683	237	278	7,180	283	283	△497	△46	△5	△6.9%	△16.3%	△1.8%
長良西	13,027	454	528	13,467	513	547	△440	△59	△19	△3.3%	△11.5%	△3.5%
長良東	10,587	424	581	10,896	497	577	△309	△73	4	△2.8%	△14.7%	0.7%
島	13,265	655	697	12,312	668	665	953	△13	32	7.7%	△1.9%	4.8%
早田	9,147	249	291	9,909	317	371	△762	△68	△80	△7.7%	△21.5%	△21.6%
城西	8,127	279	262	8,293	273	297	△166	6	△35	△2.0%	2.2%	△11.8%
三里	14,238	553	662	14,317	701	732	△79	△148	△70	△0.6%	△21.1%	△9.6%
鷺山	9,849	300	411	10,486	406	493	△637	△106	△82	△6.1%	△26.1%	△16.6%
加納	7,102	225	325	7,301	247	287	△199	△22	38	△2.7%	△8.9%	13.2%
加納西	7,797	260	303	7,745	223	262	52	37	41	0.7%	16.6%	15.6%
則武	9,302	394	464	8,954	378	432	348	16	32	3.9%	4.2%	7.4%
常磐	6,398	198	273	6,624	256	273	△226	△58	0	△3.4%	△22.7%	0.0%
長森南	14,175	527	606	14,386	640	650	△211	△113	△44	△1.5%	△17.7%	△6.8%
長森北	6,388	225	246	6,579	261	257	△191	△36	△11	△2.9%	△13.8%	△4.3%
長森西	8,808	359	432	8,664	423	368	144	△64	64	1.7%	△15.1%	17.4%
長森東	7,700	325	410	7,406	367	382	294	△42	28	4.0%	△11.4%	7.3%
木田	3,045	148	120	3,074	135	106	△29	13	14	△0.9%	9.6%	13.2%
岩野田	7,159	216	289	7,582	261	273	△423	△45	16	△5.6%	△17.2%	5.9%
岩野田北	8,303	376	379	8,020	359	443	283	17	△64	3.5%	4.7%	△14.4%
黒野	11,337	280	331	12,232	354	432	△895	△74	△101	△7.3%	△20.9%	△23.4%
方県	2,356	45	68	2,616	73	74	△260	△28	△6	△9.9%	△38.4%	△8.1%
茜部	14,107	638	703	13,538	698	679	569	△60	24	4.2%	△8.6%	3.5%
鶉	13,043	704	699	11,986	682	698	1,057	22	1	8.8%	3.2%	0.1%
西郷	8,825	351	430	8,920	440	447	△95	△89	△17	△1.1%	△20.2%	△3.8%
七郷	11,113	388	488	11,276	512	612	△163	△124	△124	△1.4%	△24.2%	△20.3%
市橋	15,180	829	689	14,462	836	732	718	△7	△43	5.0%	△0.8%	△5.9%
岩	4,649	130	164	4,910	166	209	△261	△36	△45	△5.3%	△21.7%	△21.5%
鏡島	12,525	477	476	12,956	478	511	△431	△1	△35	△3.3%	△0.2%	△6.8%
厚見	13,730	459	574	14,038	541	506	△308	△82	68	△2.2%	△15.2%	13.4%
日置江	4,560	149	158	4,724	195	201	△164	△46	△43	△3.5%	△23.6%	△21.4%
芥見	7,430	237	254	7,890	262	280	△460	△25	△26	△5.8%	△9.5%	△9.3%
藍川	5,744	76	117	6,471	129	219	△727	△53	△102	△11.2%	△41.1%	△46.6%
芥見東	5,434	73	99	6,186	112	192	△752	△39	△93	△12.2%	△34.8%	△48.4%
芥見南	2,866	39	86	3,222	79	120	△356	△40	△34	△11.0%	△50.6%	△28.3%
合渡	6,355	237	253	6,481	297	318	△126	△60	△65	△1.9%	△20.2%	△20.4%
三輪南	9,198	282	454	9,427	398	486	△229	△116	△32	△2.4%	△29.1%	△6.6%
三輪北	2,429	52	77	2,628	69	86	△199	△17	△9	△7.6%	△24.6%	△10.5%
網代	1,918	33	43	2,075	56	56	△157	△23	△13	△7.6%	△41.1%	△23.2%
柳津	13,366	444	581	13,352	600	647	14	△156	△66	0.1%	△26.0%	△10.2%

「注」この表は、住民基本台帳に登録されたものを集計したもので、外国人住民も含まれています。
地区別・年齢別人口統計表から作成

6. 保育所別入所児童数推移（過去6年間）

※各年6月1日時点での人数

◆島保育所

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0歳児						
1歳児	8	8	7	8	8	7
2歳児	11	11	12	12	12	12
3歳児	13	15	14	9	12	11
4歳児	15	14	15	14	10	11
5歳児	15	15	15	14	14	12
合計	62	63	63	57	56	53

◆あかね保育所

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0歳児						
1歳児	12	11	8	7	12	12
2歳児	19	15	19	14	12	14
3歳児	19	14	17	19	15	17
4歳児	19	19	16	17	17	15
5歳児	15	20	20	19	19	17
合計	84	79	80	76	75	75

◆長森北保育所

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0歳児						
1歳児	12	12	12	11	11	12
2歳児	14	19	19	16	19	18
3歳児	19	18	19	15	16	17
4歳児	16	19	17	19	19	14
5歳児	20	16	17	17	18	18
合計	81	84	84	78	83	79

7. 園舎の建替えに対する市の補助予定額（島保育所）

- ・園舎を建替えた場合の補助予定額である。
（大規模修繕については、その修繕に対し岐阜市が算出した見積もり価格などを基にして算出される）
- ・「令和4年6月23日付保育所等整備交付金の交付について（厚生労働省発子0623第4号）」で示された「保育所等整備交付金交付要綱」を基にして算出した補助基準額。
- ・上記金額は、補助要綱の改正による補助単価の見直し等により、実際とは異なる可能性がある。
- ・本体工事費、解体撤去工事費を補助対象として算出。（設計料加算、仮施設設整備工事費を含めていない）

◆島保育所（定員60名の場合）

市から法人への補助額（=補助基準額）：173,636千円

補助基準額の3/4 (通常分) <u>130,227千円</u>	補助基準額の1/4 (民営化上乘せ分) <u>43,409千円</u>	法人負担分
総事業費		

【参考】過去に建替えがあった市内保育所（定員約110名）

市から法人への補助額（=補助基準額）：270,445千円

- ・補助対象外の工事費用分（敷地造成工事等）
- ・実勢価格と国の補助単価の差額分 等

補助基準額の3/4 (通常分) <u>202,833千円</u>	補助基準額の1/4 (民営化上乘せ分) <u>67,612千円</u>	法人負担分 <u>約1億円</u>
総事業費 <u>約3億7,000万円</u>		

8. 提出書類様式例集

(様式例①) 地域代表者の評議員もしくは理事への選任確約書

<p style="text-align: center;">地域代表 評議員 (注1) 選任確約書</p> <p>岐阜市●●●保育所の移管申込にあたり、募集条件の一つである「社会福祉法人等の評議員もしくは理事に地域の代表者を1名以上加えること」について、選考の結果、当法人が移管先として決定された場合は、直ちに◇◇◇自治会連合会(注2)に推薦を求め、推薦を受けた地域の代表者を当法人の評議員(注1)候補者とし、定款の定める方法により選任を行います。が、選任されなかった場合には、当法人を移管先とする市の決定を取り消されても異議申し立てしないことを確約します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇法人△△△ (又は法人設立準備会)</p> <p style="text-align: right;">理事長 (又は代表者)</p>

注1 理事に選任する場合は「評議員」を「理事」に

「定款の定める方法」を「評議員会の決議」に置き換えて作成すること。

注2 島保育所の場合は、島自治会連合会
あかね保育所の場合は、茜部自治会連合会
長森北保育所の場合は、長森北自治会連合会
に推薦を求めること。

(様式例②) 施設長の就任承諾書

<p style="text-align: center;">施設長 (注1) 就任承諾書</p> <p>〇〇〇法人△△△が設置運営する●●●保育園の施設長(注1)に就任することを承諾します。</p> <p>なお、施設長(注1)に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇法人△△△ (又は法人設立準備会)</p> <p style="text-align: right;">理事長 (又は代表者) □□ □□ 殿</p>
--

注1 主任保育士就任承諾書は施設長を主任保育士に置き換えて作成すること。

主任保育士 選任確約書

岐阜市●●●保育所の移管申込にあたり、募集条件の一つである「主任保育士の選任」について、選考の結果、当法人が移管先として決定された場合は、直ちに選任することを確約します。

令和 年 月 日

〇〇〇法人△△△ (又は法人設立準備会)

理事長 (又は代表者)

法人設立準備会 名簿

〇〇〇法人△△△設立準備会役員

氏名	住所	生年月日
代表者〇〇〇〇	岐阜市〇〇〇〇〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日
〇〇〇〇	各務原市〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

(様式例⑤) 設立代表者の権限を証する委任状

【法人設立準備会代表者が贈与者でない場合】

⇒設立代表者が設立に関する一切の権限を有することとする委任状

委任状

住所
氏名

●●●法人（仮称）○○○設立準備会は、岐阜市立立△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者を●●●法人○○○の設立代表者として、設立に関し必
要な一切の権限を委任する。

令和 年 月 日（注1）

設立者（注2）	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者以外の設立者（移管決定後の法人設立の認可申請と揃えること）。
なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

(様式例⑥) 設立代表者の権限を証する委任状

【法人設立準備会代表者が贈与者である場合 ①】

⇒設立代表者が贈与契約に関する権限以外を有することとする委任状

委任状

住所
氏名

●●●法人（仮称）○○○設立準備会は、岐阜市立立△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者を●●●法人○○○の設立代表者として、設立に関し必
要な権限（▲▲▲（設立代表者氏名）の贈与契約に係る部分を除
く。）の一切を委任する。

令和 年 月 日（注1）

設立者（注2）	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者以外の設立者。なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支
えない。

(様式例⑦) 設立代表者の権限を証する委任状

【法人設立準備会代表者が贈与者である場合 ②】

⇒ 設立代表者以外の者が贈与契約に係る権限を有することとする委任状

委任状

住所
氏名

●●●法人（仮称）〇〇〇設立準備会は、岐阜市立△△△保育所の移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定された場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人〇〇〇を設立することを目的に発足した会である。

上記の者に●●●法人〇〇〇と☆☆☆（設立代表者氏名）との贈与契約に係る権限を委任する。

令和 年 月 日（注1）

設立者（注2）	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者の代理人を除く設立者全員。設立代表者を含むので注意。なお、連

記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

(様式例⑧) 資金の贈与が確実であることを証する書類

贈与確約書

〇〇〇〇（贈与者）は、

●●●法人△△△設立準備会代表者□□□□□

（代表者が贈与者となる場合は、代表者代理人）に、

同法人が▲▲▲保育所の移管先法人として決定され、

かつ●●●法人△△△の設立が認可された場合に、

基本財産として 円、

運用財産として 円を

贈与することを確約します。

令和 年 月 日

贈与者

住所
氏名

印

【既設法人の場合】

資金計画書

令和△年度末において、法人の運用財産として、〇〇保育園の年間事業費の12分の2に相当する☆☆☆千円(注1)を運用財産として用意し、移管決定後当該保育園所会計への繰り入れを確約します。(法人の預金残高証明書添付)

令和 年 月 日

〇〇〇法人△△△

理事長

注1 必要な金額は、募集要項の

『3. 移管条件等について』—法人の条件-(3)の運用財産』に記載の金額。

【社会福祉法人を新たに設立する場合】

資金計画書

基本財産
預金 10,000,000円
贈与者 岐阜太郎による
(贈与契約書、岐阜太郎の預金残高証明書添付)

運用財産
預金 8,270,000円(注1)
贈与者 岐阜花子による
(贈与契約書、岐阜花子の預金残高証明書添付)

令和 年 月 日

〇〇〇法人△△△設立準備会

代表者

注1 必要な金額は、募集要項の

『3. 移管条件等について』—法人の条件-(3)の運用財産』に記載の金額。

9. 各保育所の概要

岐阜市立島保育所 概要

所在地	岐阜市北島7丁目6番2号
定員	60人
入所数（R4.6月時点）	53人
保育年齢	1歳～小学校就学前
公共交通機関	「島小学校前」バス停下車 徒歩4分
開所時間	平日：7時～18時 土曜日：7時～13時30分
駐車場	無し
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 子育て相談、園庭開放、図書貸出
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（春・秋） ・健康診断（春・秋） ・七夕会 ・地域のお年寄りとの交流会 ・新年お楽しみ会 ・ひなまつり会 ・キッズサッカー ・保育参観 ・夏祭り ・お店屋さんごっこ ・豆まき ・お別れ会 ・こどもフェスティバル ・懇談会 ・運動会 ・クリスマス会 ・生活発表会 <p>[毎月]・誕生会 ・クッキング ・ランチデー ・避難訓練 ・不審者対応訓練 ・発育測定</p>
保育方針	当保育所は赤いとんがり屋根が目印で、周囲は住宅や畑が多く自然に恵まれた環境です。生涯にわたる生きる力を培うための保育目標として「自分のことを自分でする力」「人とかかわる力」「身近なものや出来事とかかわる力」をかかげ、子ども一人一人を大切に丁寧な関わりを通し「あれ、何だろう」「やってみたいな」と自ら学ぼうとする子どもが育つよう日々の保育を実践しています。
敷地面積	822.00 m ²
建物面積	359.31 m ²
建物構造	鉄骨平屋
築年月	昭和61年3月
用途地域	第二種中高層住居専用地域
土砂災害警戒区域等	浸水想定区域（避難確保計画の策定要）

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。

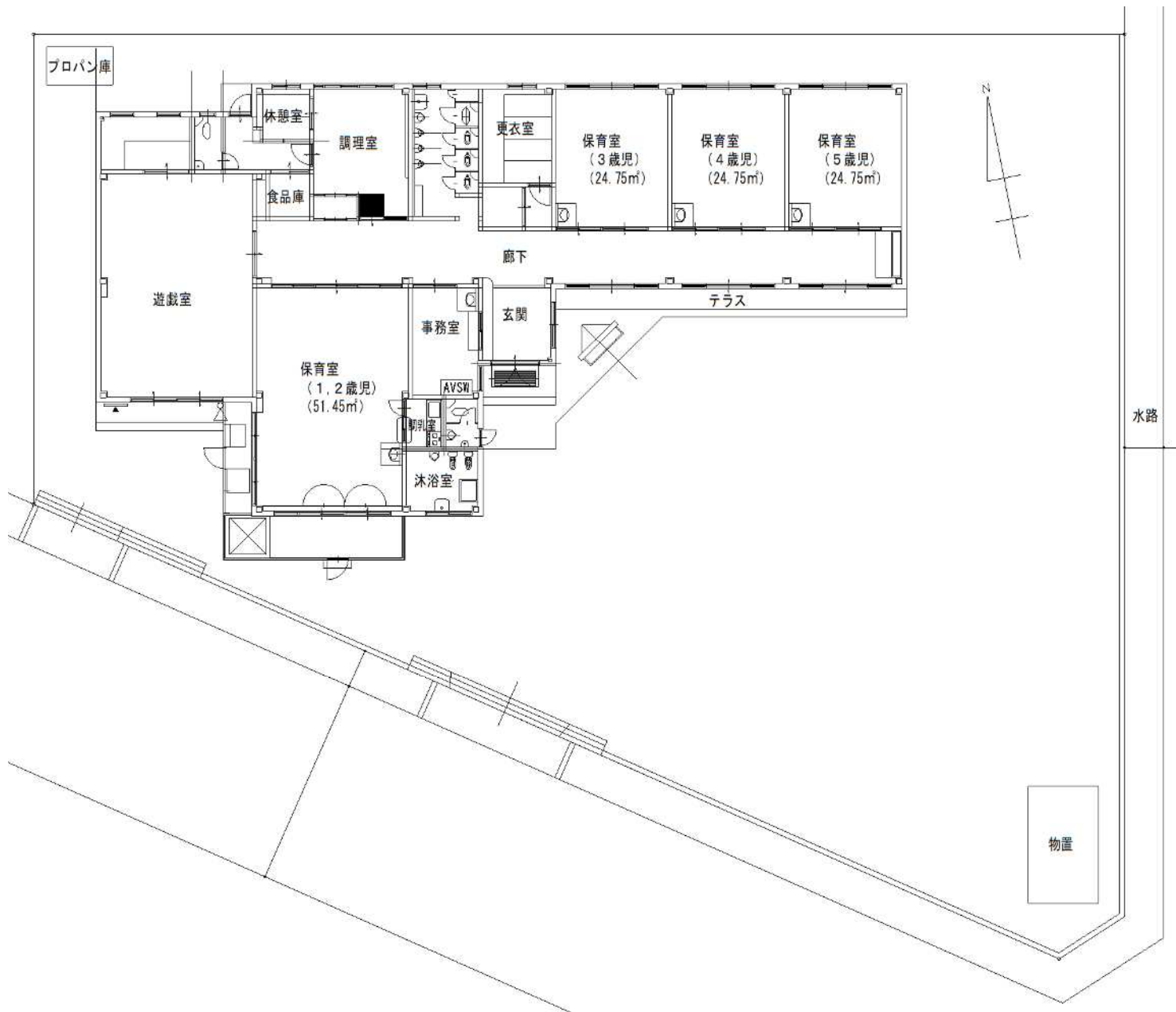
<近年の大規模工事（50万円以上）履歴>

年度	工事名	場所	金額	備考
平成27年度	保育所総合遊具設置工事	園庭	32,017,302円	契約金額は島保育所ほか3保育所の合算
平成29年度	防犯カメラ設置工事	建物	10,768,680円	契約金額は島保育所ほか3保育所の合算
令和3年度	遮光ネット取付用ポール等設置工事	園庭	14,989,513円	契約金額は島保育所ほか13保育所の合算

位置図



配置図



島保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 55,175,376 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児							
1歳児	7人	117,130	4,240	110	6,331	34,988	10,700,148
2歳児	12人	117,130	4,240	110	10,854	59,979	18,343,116
3歳児	11人	60,600	2,280	110	9,949	54,981	9,093,840
4歳児	11人	53,680	2,040	110	9,949	54,981	8,148,720
5歳児	12人	53,680	2,040	110	10,857	59,979	8,889,552
合計	53人						55,175,376

※加算率は4%で試算

※人数はR4.6.1現在の児童数で試算

○岐阜市補助金収入 10,753,840 円

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,842,840	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,665,000	1時間延長保育実施（平均利用人数6人以上）
延長保育接続事業	1,500,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	2,400,000	障害児2人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業（一般型）	2,676,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	300,000	新規採用保育士1人（常勤）につき100,000円
合計	10,753,840	

※児童数60人を想定

●支出（人件費以外の支出実績）

9,705,616 円

	金額（円）	備考
消耗品費	510,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	1,946,015	水道、電気、LPガス
燃料費	0	草刈用ガソリン代（灯油代）
電話料	69,481	
使用料及び賃借料	65,916	リコー複合機
修繕・工事費	1,512,380	
賄材料費	4,787,402	
業務委託費	814,422	
自動火災報知設備保守点検	44,990	
遊具等保守点検	47,850	
消火器具保守点検	10,230	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	105,600	
電気工作物保守点検	0	
建築設備定期点検	110,000	
給食用昇降機保守点検	0	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	62,342	
牛乳パック回収	177,870	
廃棄油回収	1,375	
使用済み紙おむつ回収	39,600	
環境衛生検査	149,665	
合計	9,705,616	

【補足説明】

・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物がある。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は令和3年度の年間実績。
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。

地域との連携 【島保育所】

① 自治会

- ・卒園式等への出席依頼。
- ・社会福祉協議会協賛の七夕会に公民館へ出向き参加。歌や手遊びを披露。
- ・島青少年育成市民会議 家庭部会が年1回、公民館もしくは保育所の遊戯室で開催する「親子ふれあい教室」に講師として遊びを提供。

② 民生委員・主任児童委員

- ・卒園式等への出席依頼。
- ・日光地区の0歳児の親子やその祖父母を対象に、日光コミュニティーセンターで年1回開催される赤ちゃんクラブに参加し、赤ちゃん体操等の指導を実施。

③ 老人会

- ・卒園式等への出席依頼。

④ 社会福祉施設等

- ・なし

⑤ 小学校

- ・卒園式等への出席依頼。
- ・島小学校の卒業式等の行事に所長出席。
- ・年度末に就学前児童に関することの連携のため保育所児童保育要録を作成。

⑥ 中学校

- ・要請があった中学校の職場体験の受け入れ。

⑦ 高等学校ほか

- ・なし

⑧ その他

- ・大学、短大、専門学校からの保育・看護実習生受け入れ。
- ・JA 島青年部の協力及び指導のもと、毎年5月は小学校東の畑でさつま芋の苗植え体験、10月は収穫体験を実施。

*新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していないものも有り。

岐阜市立あかね保育所 概要

所在地	岐阜市茜部寺屋敷3丁目49番地
定員	70人
入所数（R4.6月時点）	75人
保育年齢	1歳～小学校就学前
公共交通機関	「神清寺」バス停下車 徒歩5分
開所時間	平日：7時～18時 土曜日：7時～13時30分
駐車場	4台
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 子育て相談、園庭開放、図書貸出
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・入所式 ・保育参観 ・夏祭り ・祖父母のつどい ・クリスマス会 ・豆まき ・劇遊び参観 ・遠足（春・秋） ・懇談会 ・おばけごっこ ・運動会 ・新年お楽しみ会 ・ひな祭り ・卒園式 ・子どもフェスティバル ・七夕会 ・プール参観 ・お店屋さんごっこ ・鬼見学 ・お別れ会 <p>[毎月]・誕生会 ・ランチデー ・避難訓練 ・発育測定</p> <p>・不審者対応訓練</p>
保育方針	○保育所周辺の自然環境や地域とのふれあい、友達とのかかわりなど様々な出会いや経験を積み重ねながら体を動かして遊ぶ喜び、自分で考えて工夫する喜び、人とかかわる喜びを育む保育を日々心がけています。そして子どもたちの主体性を大切にして『安心して生活できる場』になることをめざしています。
敷地面積	1,307.00 m ²
床面積	498.78 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
築年月	平成元年1月
用途地域	第一種住居地域
土砂災害警戒区域等	浸水想定区域（避難確保計画の策定要）
土地状況	岐阜市が地権者から賃貸借契約にて借受け。

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。

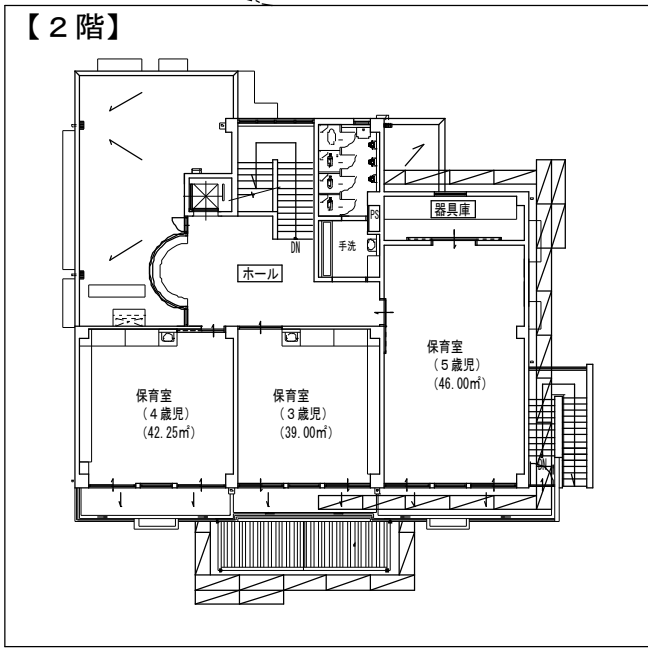
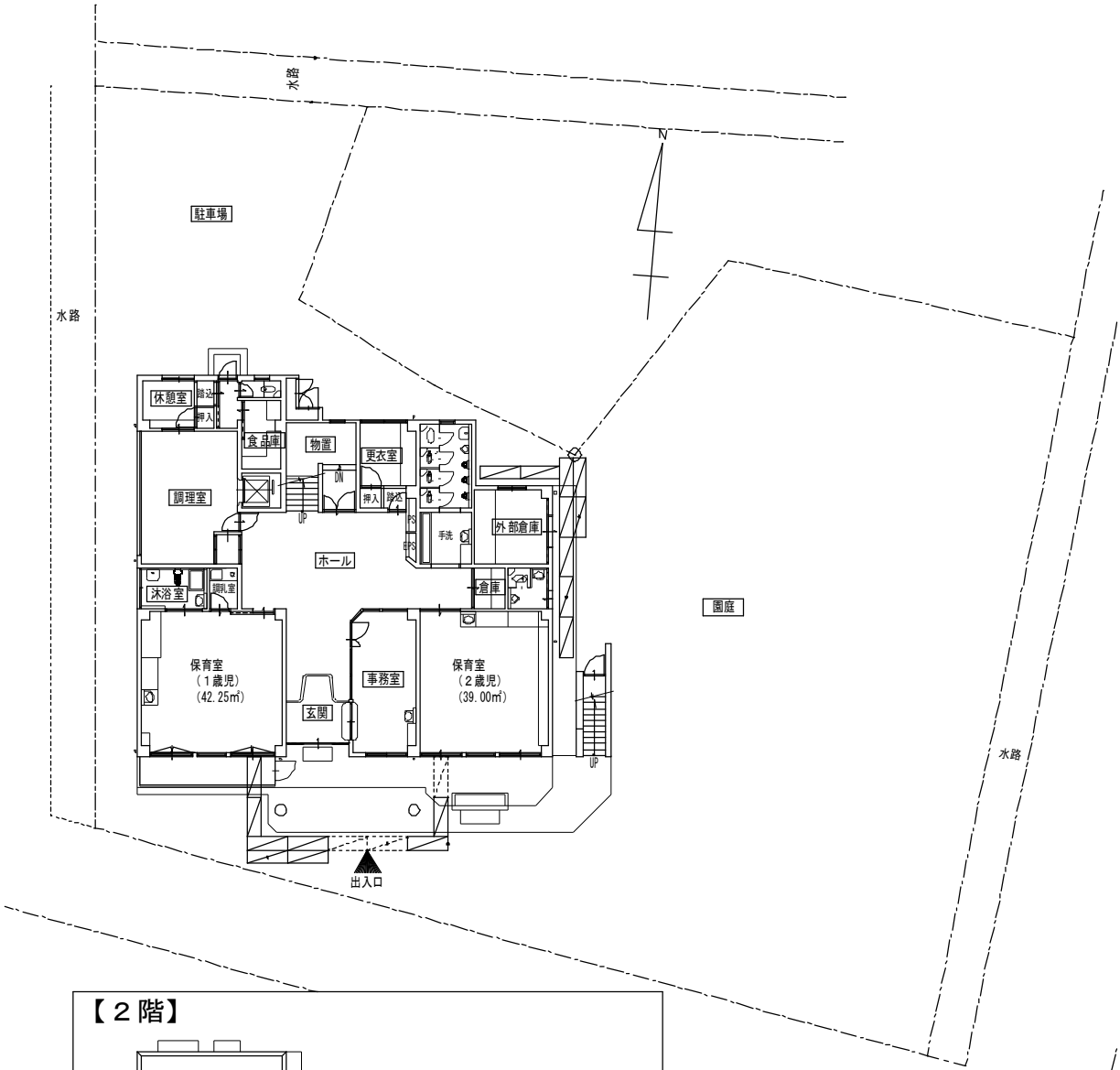
＜近年の大規模工事（50万円以上）履歴＞

年度	工事名	場所	金額	備考
平成28年度	保育所総合遊具設置工事	園庭	15,760,440円	契約金額はあかね保育所ほか1保育所の合算
平成29年度	防犯カメラ設置工事	建物	7,290,000円	契約金額はあかね保育所ほか2保育所の合算
平成30年度	屋根改修工事	勾配屋根部分	6,026,400円	
令和3年度	遮光ネット取付用ポール等設置工事	園庭	14,989,513円	契約金額はあかね保育所ほか1・3保育所の合算

位置図



配置図



地域との連携 【あかね保育所】

① 自治会

- ・卒園式等への出席依頼。

② 民生委員・主任児童委員

- ・卒園式等への出席依頼。
- ・クリスマス時期、民生サンタとして来所。保育所の新年お楽しみ会への参加。
- ・家庭状況の連携。

③ 老人会

- ・七夕会、新年お楽しみ会で交流。
- ・老人クラブ連合会会長にサンタクロースを依頼。

④ 社会福祉施設等

- ・なし

⑤ 小学校

- ・卒園式等への出席依頼。
- ・茜部小学校運動会、卒園式に所長出席。
- ・年度末頃に就学前児童に関する連携の為、懇談。保育所児童保育要録を作成し、送付。
- ・幼保小連絡協議会に出席。
- ・毎月、「保育所だより」、「茜部小だより」を相互に送付。
- ・小学校の家庭科教室にてキッズトントン実施。

⑥ 中学校

- ・なし

⑦ 高等学校ほか

- ・なし

⑧ その他

- ・大学、短大、専門学校からの保育実習生受け入れ。
- ・茜部青少年育成市民会議による地域親子ふれあい教室に参加。年長が踊り等を披露。
- ・茜部校区のあんどん祭りに参加。
- ・茜部カラオケウオーキングとの交流。
- ・イベントの際に茜部神社敷地を駐車場として借受け。
- ・J A 茜部支店から6月にさつまいも苗を受取。

*新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していないものも有り

あかね保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 70,823,616 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児							
1歳児	12人	111,800	3,880	110	7,670	42,385	17,274,420
2歳児	14人	111,800	3,880	110	8,948	49,449	20,153,484
3歳児	17人	55,270	1,920	110	10,866	60,046	12,540,144
4歳児	15人	48,350	1,680	110	9,588	52,982	9,776,040
5歳児	17人	48,350	1,680	110	10,868	60,046	11,079,528
合計	75人						70,823,616

※加算率は4%で試算

※人数はR4.6.1現在の児童数で試算

○岐阜市補助金収入 10,753,840 円

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,842,840	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,665,000	1時間延長保育実施（平均利用人数6人以上）
延長保育接続事業	1,500,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	2,400,000	障害児2人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業（一般型）	2,676,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	300,000	新規採用保育士1人（常勤）につき100,000円
合計	10,753,840	

※児童数70人を想定

●支出（人件費以外の支出実績）

12,721,316 円

	金額（円）	備考
消耗品費	619,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	2,785,186	水道、電気、LPガス
燃料費	0	草刈用ガソリン代（灯油代）
電話料	69,481	
使用料及び賃借料	95,063	リコー複合機
修繕・工事費	2,637,611	
賄材料費	5,607,053	
業務委託費	907,922	
自動火災報知設備保守点検	44,990	
遊具等保守点検	47,850	
消火器具保守点検	10,230	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	105,600	
電気工作物保守点検	0	
建築設備定期点検	110,000	
給食用昇降機保守点検	53,900	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	62,342	
牛乳パック回収	177,870	
廃棄油回収	1,375	
使用済み紙おむつ回収	79,200	
環境衛生検査	149,665	
合計	12,721,316	

【補足説明】

・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物がある。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は令和3年度の年間実績。
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。

岐阜市立長森北保育所 概要

所在地	岐阜市野一色4丁目11番5号
定員	80人
入所数（R4.6月時点）	79人
保育年齢	1歳～小学校就学前
公共交通機関	「長森中学校前」バス停下車 徒歩5分
開所時間	平日：7時～18時 土曜日：7時～13時30分
駐車場	14台（児童センターと共有）
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 子育て相談、園庭開放、図書貸出
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（春・秋） ・懇談会 ・夏祭り ・お店屋さんごっこ ・新年お楽しみ会 ・ひな祭り会 ・クッキング ・ランチデー ・ミニ運動会 ・プール開き ・プール納め ・花餅作り ・豆まき ・お別れ会 ・地域関係機関との交流 ・保育参観 ・七夕会 ・運動会 ・クリスマス会 ・生活発表会 ・サッカー教室 ・交通安全教室 <p>[毎月]・元気会 ・誕生会 ・避難訓練 ・発育測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応訓練
保育方針	○隣接する野一色公園の豊かな自然の中で、子どもたちは、元気な体や探求心・好奇心を育んでいます。一人一人の発達や個性を大切に受け止め、様々な出会いや経験を積み重ねることで、子どもたちが主体的に考えたり、工夫したり、表現したりできるよう保育を実践しています。
敷地面積	1,723.75㎡
床面積	556.00㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建
築年月	平成2年3月
用途地域	第一種中高層住居専用地域
土砂災害警戒区域等	浸水想定区域（避難確保計画の策定要）
施設状況	岐阜市長森児童センターとの複合施設

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。

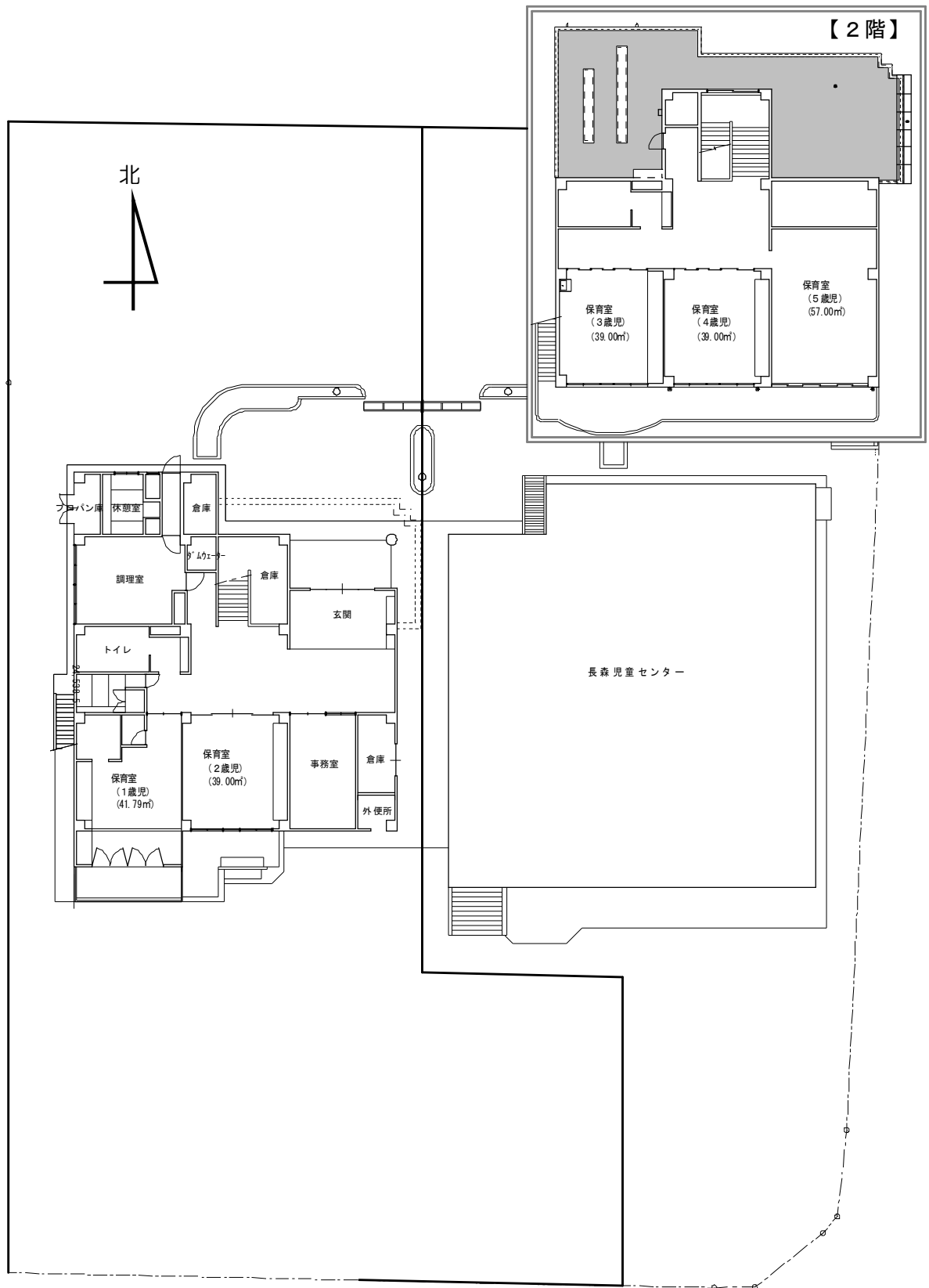
<近年の大規模工事（50万円以上）履歴>

年度	工事名	場所	金額	備考
平成13年度	下水道切替工事	下水道	2,754,150円	契約金額は長森児童センター、長森北保育所の合算
平成18年度	改修工事	屋上、外壁	8,425,817円	
平成21年度	敷地整備工事	敷地	8,195,250円	契約金額は長森児童センター、長森北保育所の合算
平成28年度	保育所総合遊具設置工事	園庭	15,760,440円	契約金額は長森北保育所ほか1保育所の合算
平成29年度	防犯カメラ設置工事	建物	7,290,000円	契約金額は長森北保育所ほか2保育所の合算
令和3年度	遮光ネット取付用ポール等設置工事	園庭	14,989,513円	契約金額は長森北保育所ほか13保育所の合算

位置図



配置図



地域との連携 【長森北保育所】

① 自治会

- ・入所式・運動会・卒園式等への出席依頼。
- ・新年お楽しみ会への参加。

② 民生委員・主任児童委員

- ・入所式・運動会・卒園式等への出席依頼。
- ・未就園児とのふれあい（保育所見学）。
- ・情報交流会への参加。

③ 老人会

- ・老人会会長に、保育所のクリスマス会にサンタクロース役を依頼。
- ・新年お楽しみ会への参加。

④ 社会福祉施設等

- ・なし

⑤ 小学校

- ・入所式、運動会、卒園式等への出席依頼。
- ・長森北小学校、長森西小学校の入学式、運動会、卒園式に所長出席。
- ・年長児が長森北、長森西小学校へ出向き1年生と交流（連絡は小学校からあり）
- ・年度末頃に就学前児童に関することの連携の為、懇談を実施。
- ・保育所児童保育要録を作成し、送付。
- ・幼保小連携会議に出席。
- ・小学校運営協議委員会に出席。

⑥ 中学校

- ・中学校の職場体験の受け入れ。

⑦ 高等学校ほか

- ・なし

⑧ その他

- ・大学、短大、専門学校からの保育・看護実習生受け入れ
- ・NPO コスモス（デイサービス）との交流（年4回）。
- ・長森児童センター運営委員会。

*新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していないものも有り

長森北保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 72,214,896 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児							
1歳児	12人	107,860	3,400	110	7,282	40,239	16,607,532
2歳児	18人	107,860	3,400	110	10,923	60,359	24,911,304
3歳児	17人	51,330	1,480	110	10,316	57,005	11,603,532
4歳児	14人	44,410	1,240	110	8,495	46,946	8,352,972
5歳児	18人	44,410	1,240	110	10,924	60,359	10,739,556
合計	79人						72,214,896

※加算率は4%で試算

※人数はR4.6.1現在の児童数で試算

○岐阜市補助金収入 10,753,840 円

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,842,840	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,665,000	1時間延長保育実施（平均利用人数6人以上）
延長保育接続事業	1,500,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	2,400,000	障害児2人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業（一般型）	2,676,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	300,000	新規採用保育士1人（常勤）につき100,000円
合計	10,753,840	

※児童数80人を想定

●支出（人件費以外の支出実績）

11,646,264 円

	金額（円）	備考
消耗品費	641,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	2,270,204	水道、電気、LPガス
燃料費	0	草刈用ガソリン代（灯油代）
電話料	69,481	
使用料及び賃借料	113,474	リコー複合機
修繕・工事費	1,149,496	
賄材料費	6,459,047	
業務委託費	943,562	
自動火災報知設備保守点検	44,990	
遊具等保守点検	47,850	
消火器具保守点検	10,230	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	105,600	
電気工作物保守点検	0	
建築設備定期点検	110,000	
給食用昇降機保守点検	53,900	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	62,342	
牛乳パック回収	177,870	
廃棄油回収	1,375	
使用済み紙おむつ回収	114,840	
環境衛生検査	149,665	
合計	11,646,264	

【補足説明】

・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物がある。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は令和3年度の年間実績。
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。